

岩手県告示第568号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和4年10月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 病院の名称 | 所在地 | 救急病院として効力を有する期限 |
|----------|-----------------|-----------------|
| 岩手県立東和病院 | 花巻市東和町安俵6区75番地1 | 令和7年10月1日 |